

一般社団法人日本サルコーム治療研究学会定款

平成29年 6月 1日 作成

平成29年 8月22日 改訂

一般社団法人日本サルコーマ治療研究学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本サルコーマ治療研究学会 (Japanese Association of Sarcoma Treatment and Research:JSTAR) と称する。

(目的)

第2条 当法人は、広く一般市民、特に肉腫の診療と研究に関する医療従事者、医療関係者等に対して、情報の共有と提供、人材の育成、相互コミュニティーの構築等を行い、適切な肉腫診療の普及と医療及び福祉の増進を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 学術集会、研究会、各種講演会、セミナー等の企画、立案、運営及び実施に関する事業
- 2 肉腫並びにその関連領域に関する調査、研究、相談、助言及び支援に関する事業
- 3 各種人材の育成、研修及び指導に関する事業
- 4 出版業、執筆業並びに書籍、会報、教材等の企画、デザイン、編集、印刷、制作、発行及び販売に関する事業
- 5 国、官庁、地方公共団体並びに医療等に携わる個人、団体に対する連絡、協力、調整、支援及び提言に関する事業
- 6 各種情報提供に関する事業
- 7 その他前各号に関連する事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第2章 会 員

(入会及び会員区分)

第5条 当法人の会員は4種とする。

- (1) 正会員 肉腫診療に関心を持つ医師、歯科医師、研究者又は医療に関わる資格を有する者であって、当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 準会員 肉腫サバイバー及びその家族、サポーター等であって、当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 当法人の目的達成に対して特別の貢献のあった者の中から代表理事が推薦し、総会において承認された個人
 - 2 当法人の会員となるには、当法人が別に定めるところにより当法人の代表理事に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員については、この限りでない。
 - 3 当法人は、概ね正会員5人の中から1人の割合をもって選出される評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする（端数の取扱いについては代表理事が定める）。
 - 4 前項によって選出される評議員の員数は、概ね100人以内とする。
 - 5 評議員を選出するため、正会員による評議員選挙を行う。評議員選挙を行うために必要な細則は社員総会において定める。ただし、設立時評議員は評議員選挙を要せず、当法人の理事が正会員の中から任命することとする。
 - 6 評議員は、正会員の中から選ばれることを要する。満66歳未満の正会員は、前項の評議員選挙に立候補することができる。ただし、特に必要があると認められる場合は、満66歳未満の準会員が立候補することを妨げない。
 - 7 第5項の評議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく評議員を選挙する権利を有する。
 - 8 第5項の評議員選挙は、2年に1度実施することとし、評議員の任期は、選任の2年後に実施される評議員選挙終了の時までとする。ただし、評議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該評議員は社員たる地位を失わない（当該評議員は、役員選任及び解任（一般法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。
 - 9 評議員が欠けた場合又は評議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の評議員を選挙することができる。補欠の評議員の任期は、任期の満了前に退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 10 補欠の評議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠

の評議員相互間の優先順位

- 1 1 第9項の補欠の評議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 1 2 評議員の再任は、これを妨げない。
- 1 3 評議員が次の各号の一に該当する場合は、社員総会の決議によって解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反、またその職務を怠ったとき
- 1 4 評議員は、無報酬とする。
- 1 5 正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 一般法人法第57条第4項の権利（社員の議事録の閲覧等）
 - (4) 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (5) 一般法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（入会金及び会費）

- 第6条 会員は社員総会の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 入会金及び会費の額は社員総会において定める。
 - 3 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
 - 4 納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

（任意退会）

- 第7条 会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（資格の喪失）

- 第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき
 - (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき
 - (3) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
 - (4) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき

(5) 除名されたとき

(除名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 10 条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会は、評議員をもって構成する。

(種類)

第 12 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要がある場合に随時招集する。

(権限)

第 13 条 社員総会は、以下の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(社員総会の招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

3 前項の請求があったときは、代表理事はその請求があった日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 社員総会の招集通知は、社員総会の日の1週間前までに、各社員に対して招集通知を発しなければならない。

(社員総会の議長)

第 15 条 社員総会の議長は、当該社員総会に出席した社員のうちから選任する。

(議決権の数)

第 16 条 社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第 17 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

3 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は総会毎に選任する代理人によって議決権を行使することができる。

4 代理人をもって議決権を行使する社員は、代理権を証する書面を当法人に提出しなければならない。

5 前項の規定により表決した社員は、第1項及び第2項の規定の適用については出席したものとみなす。

(社員総会の決議の省略)

第 18 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと

きは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び当該社員総会において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

第 4 章 理事

(理事の員数)

第 20 条 当法人の理事は、1 名以上 25 名以内とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事は、当法人の会員の中から社員総会の決議により選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、会員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第 23 条 当法人の理事が 2 名以上ある場合は、そのうち 1 名を代表理事とし、理事の互選によってこれを定める。

(解任)

第 24 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事は無報酬とする。

(責任の一部免除)

第 26 条 当法人は、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 5 章 顧問

(顧問)

第 27 条 当法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、当法人の理事経験者のうちから、代表理事が選任及び解任する。
- 3 顧問は無報酬とする。

(顧問の職務)

第 28 条 顧問は、当法人の運営に関して、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

第 6 章 事務局

(設置等)

第 29 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

第 7 章 委員会

(委員会及び研究会)

第 30 条 当法人は、事業の推進を図るため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営等に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

第 8 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 31 条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 32 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 33 条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 34 条 当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの年 1 期とする。

(資産)

第 35 条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(剰余金の分配の禁止)

第 36 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 38 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第 3 号及び第 4 号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 10 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 社員総会の決議

(2) 社員の欠亡

(3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）

(4) 破産手続開始の決定

(5) その他法令で定める事由

(残余財産の帰属)

第 41 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産の帰属は、社員総会の議決によって定める。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第42条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年12月31日までとする。

(設立時役員)

第43条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 川井 章


設立時理事 上田 孝文

設立時代表理事 川井 章

(設立時社員)

第44条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

 
設立時社員 川井 章


設立時社員 上田 孝文

(法令の準拠)

第45条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法並びにその他の法令に従う。